

山口市猫よけ器（超音波発生装置）貸出要綱

（目的）

第1条 この要綱は、猫による糞尿等の被害を受けている市民に対して、猫よけ器（超音波を発生させることにより、猫を遠ざける効果を有する器具をいう。以下同じ。）を試用として貸し出すことにより、被害の軽減及び市民の所有地又は借地の自己管理意識の醸成を図ることを目的とする。

（貸出しの対象）

第2条 猫よけ器の貸出しの対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に存する自己の所有地又は借地に猫よけ器を設置し、猫による糞尿等の被害を防止し、又は軽減しようとする者
- (2) 猫よけ器の貸出しを受けた場合に、猫よけ器について良好な管理を行うとともに、近隣の生活安全上支障がない方法で使用しようとする者

第3条 猫よけ器の貸出しを受けようとする者は、猫よけ器（超音波発生装置）借用書（別記様式）を市長に提出し、猫よけ器の貸出しを受けるものとする。

（貸出期間及び貸出回数）

第4条 猫よけ器の貸出期間は、貸出しを受けた日から15日以内とし、原則1世帯1回までとする。ただし、市長が特別の事情があると認めたときは、この限りではない。

（貸出台数及び使用場所）

第5条 猫よけ器の貸出台数は、1世帯2台までとし、その使用場所は、貸出しを受けた者（以下「借受者」という。）の市内の所有地又は借地とする。

（貸出料）

第6条 猫よけ器の貸出しは、無料とする。ただし、猫よけ器の稼動に際し、必要な電池等にかかる費用に関しては、借受者の自己負担とする。

（借受者の責務）

第7条 借受者は、次の各号に掲げる義務を履行しなければならない。

- (1) 猫よけ器を善良な管理者の注意義務をもって管理すること。（使用上の注意事項の厳守も含む。）
- (2) 猫よけ器を承認を受けた目的以外に使用しないこと。
- (3) 猫よけ器の権利を譲渡し、又は猫よけ器を転貸しないこと。
- (4) 猫よけ器を滅失又はき損しないよう使用すること。
- (5) 猫よけ器を使用した後は、清掃すること。
- (6) 貸出期間を厳守すること。
- (7) その他市長が指示した事項

（返還）

第8条 借受者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに猫よけ器を市に返還しなければならない。

- (1) 猫よけ器の貸出期間が経過したとき。
- (2) 第2条に規定する貸出しの要件を満たさなくなったとき。

(損害賠償)

第9条 借受者の責めに帰すべき理由により、猫よけ器を損傷し、又は滅失したときは、
借受者は、市長が相当と認める額を弁償しなければならない。ただし、市長がやむを得
ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

2 猫よけ器の使用により、借受者が被った損害及び借受者が第三者に与えた損害に関し
ては、借受者がその責任を負うものとする。

(市長の指示)

第10条 市長は、借受者に対し、猫よけ器の貸出しについて必要な指示をすることがで
きる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年2月1日から施行する。